

令和元年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和元年9月25日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	報告第6号	損害賠償の額の決定について
第3		議案の訂正の件
第4	議案第105号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第83号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第6	議案第84号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例について
第7	議案第85号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
第8	議案第86号	消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
第9	議案第87号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第10	議案第88号	坂下辺地に係る総合整備計画の変更について
第11	議案第89号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第12	議案第90号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第13	議案第91号	指定管理者の指定について（老人保健施設たかはら）
第14	議案第92号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第15	議案第93号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第16	議案第94号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
第17	議案第95号	飛騨市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
第18	議案第96号	飛騨農業共済事務組合同規約の変更について
第19	議案第97号	飛騨農業共済事務組合の解散について
第20	議案第98号	飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
第21	議案第99号	令和元年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

日程番号	議案番号	事 件 名
第22	議案第100号	令和元年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）
第23	議案第101号	令和元年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）
第24	議案第102号	令和元年度 飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
第25	議案第103号	令和元年度 飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）
第26	議案第104号	令和元年度 飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）
第27	認定第1号	平成30年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第2号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第3号	平成30年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第4号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第5号	平成30年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第6号	平成30年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第33	認定第7号	平成30年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第34	認定第8号	平成30年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第35	認定第9号	平成30年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第36	認定第10号	平成30年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第37	認定第11号	平成30年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第38	認定第12号	平成30年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第39	認定第13号	平成30年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第40	認定第14号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第41	意見第2号	免税軽油制度の継続を求める意見書

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	報告第6号	損害賠償の額の決定について
日程第3		議案の訂正の件
日程第4	議案第105号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第83号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第84号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例について
日程第7	議案第85号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第8	議案第86号	消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第9	議案第87号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第88号	坂下辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第11	議案第89号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第12	議案第90号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第91号	指定管理者の指定について（老人保健施設たかはら）
日程第14	議案第92号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第93号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第94号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第95号	飛騨市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第96号	飛騨農業共済事務組合同規約の変更について
日程第19	議案第97号	飛騨農業共済事務組合の解散について
日程第20	議案第98号	飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
日程第21	議案第99号	令和元年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
日程第22	議案第100号	令和元年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）
日程第23	議案第101号	令和元年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）
日程第24	議案第102号	令和元年度 飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
日程第25	議案第103号	令和元年度 飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）
日程第26	議案第104号	令和元年度 飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）

日程第27	認定第1号	平成30年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第2号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第3号	平成30年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第4号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第31	認定第5号	平成30年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第32	認定第6号	平成30年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第33	認定第7号	平成30年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	認定第8号	平成30年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	認定第9号	平成30年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第36	認定第10号	平成30年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第37	認定第11号	平成30年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第38	認定第12号	平成30年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第39	認定第13号	平成30年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第40	認定第14号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第41	意見第2号	免税軽油制度の継続を求める意見書

○出席議員（13名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	欠			員
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	下	康	子
理事兼企画部長	御	畑	裕	己
会計管理者	手	洗	昭	英
総務部長	十	松	利	匡
市民福祉部長	泉	原		誠
環境水道部長	柚	原	達	也
農林部長	大	坪	俊	司
商工観光部長	青	垣	水	貢
基盤整備部長	清	水		則
病院管理室長	青	木	孝	樹
教育委員会事務局長	佐	藤	直	之
消防長	谷	尻	孝	也
財政課長	中	畑	和	之
	洞	口	廣	

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	賢	一
書記	赤	谷	真	依
			子	

( 開議 午前10時00分 )

◆開議

◎議長（中嶋国則）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元の配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（中嶋国則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により2番、井端議員、3番、澤議員を指名いたします。

◆日程第2 報告第6号 損害賠償の額の決定について

◎議長（中嶋国則）

日程第2、報告第6号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（中嶋国則）

中畑消防長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔消防長 中畑和也 登壇〕

□消防長（中畑和也）

おはようございます。報告第6号、損害賠償額の決定について説明させていただきます。損害賠償理由、令和元年9月11日、水曜日、午前7時15分頃、通学中の児童が神岡町西地内に設置された防火水槽標識ポールに触れたところ、腐食によりポールが根元から倒れ、右上腕部に当たり、挫傷及び打撲傷を負ったものです。全治5日程度です。損害賠償額7,760円。当市の過失割合は100パーセントです。相手方は、飛騨市の方です。対応としまして報告を受けた消防本部では、市内全域の防火水槽を消火栓の標識について一斉点検を行いました。点検の結果すぐに転倒するものはございませんでしたが、ぐらつきのあるものなどがありましたので、その場で職員が補強できるものについては、補強し、無理なものについては撤去いたしました。古川町で消火栓標識27カ所、うち21カ所対応し、6カ所撤去しております。防火水槽標識が4カ所、4カ所とも対応しております。河合町消火栓標識3カ所、3カ所とも対応しております。防火水槽標識1カ所、1カ所対応しております。宮川町防火水槽標識3カ所、3カ所対応しております。神岡消火栓標識86カ所、防火水槽標識3カ所は全て撤去しております。順次再度設置し直しを行っております。これ数が多いのは軽微なものも撤去したためでございます。これまでの点

検につきましては、各地区の方に維持管理の願いを行っているのと消防団による点検及び消防署での点検を行っております。今回の結果につきましては、各地区へ連絡をして対応したいと思っております。以上です。

〔消防長 中畑和也 着席〕

◎議長（中嶋国則）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕との声あり〕

◎議長（中嶋国則）

なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第6号を終わります。

#### ◆日程第3 議案の訂正の件

◎議長（中嶋国則）

日程第3、議案の訂正の件を議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、提案いたしております議案第87号に対する訂正の請求書につきまして、ご説明申し上げたいと思います。議案第87号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、13日の総務常任委員会におきまして、審議の中で誤りがあるのではないかとのご指摘をいただきまして、その部分につきまして確認をいたしましたところ、誤りがあるということで、該当部分の修正をいただいたところでございます。その際、その他の部分につきましては、委員会審議と同時進行で各部に照会をかけまして、誤りがないということをご報告申し上げ、これを受けて委員会としても可決すべきものと報告するのご決定をいただいたところでございました。しかしながら、翌週、週明けの17日に1施設について漏れがあったということが判明をいたしまして、その後、再度確認を行いました結果、最終的に8施設に誤りがあるということが判明いたしました。

改めてこの条例改正を上程するまでの経緯につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。今年4月24日に関係課長を集めまして、打合せ会議を開催いたしました。その際に改正金額の考え方としては、現在の料金等を8パーセント、1.08で除して、そこに1.10を乗じると。そして、10円未満の端数を切り捨てるという方法があるわけですが、これよりも平成26年改正の1.05から1.08への改正の際に1.05の料金を1.05で除して、1.10を乗じるとそういった仕組みをとったほうが、端数処理の影響が少ないということがございましたので、今申し上げましたように平成26年改正の数字を基本にして計算をしたところでございます。そうした作業を行いまして、その後、5月から6月にかけて、関係課が改正文を作成し、総務課でとりまとめ、7月にはその内容をもとに総務課において新旧対照表を作成したということでございます。

そして8月1日に、職員で構成する公文書研究委員会で審議、修正等を行いまして、改

めてその後、関係課に照会をかけ、最終確認を行った結果として上程を行ったということ  
でございました。

このような過程を踏んできておるわけでありますけれども、訂正請求書の理由のほう  
に申し上げておりますように計算誤り、計算方法の誤認、改正漏れがあったことは、条例  
を改正して利用者から料金等を負担いただくうえでの正確性に対する意識が低かった。  
また、検算等のチェック体制が十分構築されていなかったとこのようにしか言いようが  
ない大変恥ずかしい事態であるところのように考えております。この場をお借りいたしま  
して深くお詫びを申し上げます。本当に申しわけございません。

このような事態の收拾を図るため、飛騨市議会会議規則第19条の規定により議案第  
87号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例を訂正すべく、議会の承認を求め  
るものでございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（中嶋国則）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正の件については承認するこ  
とにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって議案の訂正の件は承認することに決定しました。

◆日程第4 議案第105号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正  
する条例について

◎議長（中嶋国則）

日程第4、議案第105号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正  
する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは追加させていただきます、議案第105号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に  
関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。今ほどは、訂正  
請求につきまして、ご承認を賜りまして、誠にありがとうございました。

これに関連したものでございます。改めて申し上げますが、議案第86号、消費税率等  
の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、13日の総務常任委員会  
でご指摘を賜り、計算誤りがあった飛騨市文化交流施設条例の使用料と飛騨市牧場管理

条例の使用料を修正いただいたところでございます。

次に、議案第87号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、8施設、これは神和荘、神岡町ふれあいセンター、古川町森林公園、古川郷土民芸会館、飛騨の山樵館、飛騨市美術館、古川町総合保健福祉センター、高度情報センター、杉崎公園グラウンドの使用料を訂正させていただいたところでございます。これは、計算誤り、計算方法の誤認、漏れが原因でございました。

今、申し上げました2つの条例がこのようなことになりました一番の原因は、条例を改正して利用者の皆様方から料金・使用料を徴収するうえでの正確性に対する意識が低下していたこととこのように考えています。

また、信頼性がとくに求められる行政事務を行ううえで、組織的なチェック体制が不十分であったと言わざるを得ない事態でございます。

今回の過誤によりまして、議会運営に支障を生じさせてしまいました。加えて、市政における事務の信頼性を損なう事態を招いたことを重く真摯に受け止めています。当該事案に関する市政を担う執行部としての管理責任を取るため、私と副市長の10月分の給料につきまして、10分の1を減額させていただきたく、上程をさせていただきました。どうかよろしくお願いを申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（中嶋国則）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（野村勝憲）

ただいま説明ありました。2人の処分ということですが、一般職職員の対しての処分はどのようになっているのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

職員に対する処分は、今回行わないという方針であります。これは、個々の職員の問題というよりもチェック体制ができていなかったという組織の問題であるところのように認識しておりまして、組織責任として私と副市長の2名を減給というかたちの言わば処分をするということで対応することでございます。

○11番（野村勝憲）

そうしますとですね、職員は逆にですね、2人だけということになりますと、萎縮するということはありませんか。

△市長（都竹淳也）

萎縮するということよりもしっかりここで体制を組んでいく、チェック体制を組んでいくということにつなげたいということでございます。

○11番（野村勝憲）

私、過去のことですとですね、今思い出したのは平成28年9月でしたかね、私がですね、福田元議員のですね、100条を設置の動議を出した後ですと、市長は、議長室、当時私、

副議長でしたので同席しておりましたけれども、そのときの言葉を思い出したんですわ。

「職員が萎縮する」ということを言われたんですね。したがって私、今回のことで職員はですね、まあ相当ですね、頑張ってくれていることは重々承知してるんですけども、その言葉とちょっと矛盾するんじゃないかという気がしたもので、ちょっとお願いします。

△市長（都竹淳也）

あの当時の話は個々の職員に対する責任を問うという議論であったかと思います。したがって何か上司の指示とかがあって、それに対して仕事をしたときに全て結果責任は職員個人が負われるという動きを加速すれば、それは委縮ということにつながるのではないか、そのように思いましたし、いまもそう思っております。ただ今回のケースはそうではなくって、やはり組織的に問題あったものは組織として、上司が責任を取るんだということを明らかにするというものでありますから、それは性質は違うというふうに考えておりますし、むしろ、こうした問題については、組織としてしっかり対応していくということが必要ではないかという考えのもとで、今回こうした提案をさせていただいたところでございます。

○11番（野村勝憲）

それともう一つ、私昨年のもので、たしか9月議会だったと思いますけども、9月議会にですね、職員による児童買春とそれから交通事故が3回続いたと思います。それについてですね、組織の管理はできてますかというガバナンスとコンプライアンスの点でですね、市長にですね、問いただしたと思います。それとですね、市民目線からしたらですね、市民目線からしたら、あの当時のことのほうが市民に対する影響は大きいと思うんですよ。社会的な問題含めてね。それと今回の問題とですね、市長はどのように思われてるんですか。

△市長（都竹淳也）

あの当時のあの問題はですね、あのたしか正直に申し上げたと思うんですが、公務外の非行、つまり全く公務に関係ない部分での職員の非行であったということでございまして、これは組織の問題、もちろん平時の私生活の部分に対する注意というものをどの程度促せるのかということになりますと、それはある程度やっぱり社会人で大人でありますから、一定の限界があろうかという中で、あの当時の上司であったもの一応処分というかたちではない厳重注意ということにいたしましたけれども、これはやはり公務外での非行ということで、いまのような職務の執行体制の問題とはこれはちょっと少し異なるというふうに考えます。したがってこの問題、その当時の職員非行の問題と今回の議案を提出するという中で事務の誤り、そのチェック体制の不十分さという問題はこれはおのずから異なるものではないかというように考えます。

○11番（野村勝憲）

まあそのときですね、最後に私はですね、一連の問題でですね、不祥事でですね、市長の責任の取り方ということ、問うたと思いますね。

そのとき市長はですね、まあ類似の事案が二度と出ないことが責任の取り方だという話をされたんですが、今回と矛盾しませんか。

△市長（都竹淳也）

あのこれ類似の事案と申しますのは、今申し上げたように公務外の非行ですね、そうした社会人としての常識というか、それをしっかり徹底していくということであろうというふうに思いますし、そこを追求していくということだと思います。もとより事務の正確性というのは、事件、公務外の非行、云々ということではなくて、元来行政に求められるものでありますし、それが今回不十分であったということでもありますから、そのことにつきまして組織としての責任を取らせていただくということにしたところでございます。

◎議長（中嶋国則）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（森要）

私もこの件につきまして、市長、副市長がまあ責任を取るということで、組織の問題だということでしたが、私は、こういった議案を出すときの担当部長、せめて担当部長は、こういったものを正確性を違う目で見るチェック体制とかすべきであったと私は思っています。市長、副市長だけではなく、私は、担当課の部長、担当者、注意とかそういった処分はされるべきだと思っているんですが、そのへんについてはどう思われますか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

あのまあ先ほど申し上げましたように、これは全体的な何と言いますか、仕組みの構築の問題でありますから担当部長、誰がどうチェック体制をひく、責任があったのかということを追って、そこに責任があるんじゃないかという議論はできなくはありませんけれども、しかしそれをですね、事前にこういうことが必要ではないかということを指摘できる立場に私なり副市長はおるわけありますので、やはりこれは我々トップにあるものがその責任を明らかにするというのは適当ではないかこのように考えたわけでございます。

◎議長（中嶋国則）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ないようですので以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第105号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

ここで、委員会審査のため暫時休憩とします。

（ 休憩 午前10時18分 再開 午前11時05分）

◆再開

◎議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆日程第4 議案第105号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
から

日程第13 議案第91号 指定管理者の指定について（老人保健施設たかはら）

◎議長（中嶋国則）

日程第4、議案第105号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第91号、指定管理者の指定について（老人保健施設たかはら）までの10案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。これら10案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 中村健吉 登壇〕

●総務常任委員長（中村健吉）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第83号から議案第91号までの9案件、そして本日付託されました1案件の、合計10案件につきまして、審査の概要と結果について報告いたします。

去る、9月13日、そして本日、委員会室にて審査を行いました。はじめに、議案第83号について申し上げます。本案は、地方税法の改正に伴い個人市民税及び軽自動車税の改正を行うものです。改正の内容ですが、大きく4点あり、1点目は、年末調整をした場合に市県民税申告書の記載事項の一部を簡略化することができること、2点目は、ひとり親に対する非課税措置が講じられることに伴い、単身児童扶養者に該当する場合には、扶養親族等申告書にその旨を記載することを規定するものです。

3点目は、軽自動車税の環境性能割に関し、該当期間内に軽自動車を取得した場合、税率を1パーセント分、軽減することなどを規定するもの、4点目は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例が2年延長され、該当する軽自動車は、その適用対象が電気自動車等に限定することを規定するものです。

審査では、ひとり親に対する非課税措置についての質疑があり、事実婚状態でない単身

児童扶養者は、令和3年分から市県民税が非課税になるとの答弁がありました。ここで委員から事実婚の定義について質疑がありましたが、事実婚には定義は無いので、制度とあわせて議論していきたいという答弁がありました。

また、軽自動車税の軽減の仕組みに関する質疑では、自動車取得税の見直しにより環境性能割の創設やグリーン化特例の延長などにより、一定期間に限り税が軽減されるという答弁がありました。

次に、議案第84号及び議案第85号について申し上げます。

本案は、いわゆる臨時職員と称されていた職員を、国の法改正により、会計年度任用職員として位置づけるための条例の制定、また関係条例の整備を行うものです。

審査では、医療・介護職の年間所得を保障するために上限を超えた号給もあり得るのかという質疑に対しては、号給の変更はできないので、給料で対応するのか手当で対応するのか検討中であるとの答弁がありました。

また、3年目の再任用で給料の上限に達していない場合は昇給があるのかという質疑に対しては、2年で達する見込みであるとの答弁でした。

さらに県では経費を抑えるためパートタイムで向かうようだが、飛騨市もそうかという質疑に対しては、フルタイムもパートタイムも両方あるという答弁でした。任用要件の厳格化に関する質疑に対しては、今までどおりの部分もあるが、地方公務員法を適用させて厳格に任用していくという答弁でした。また、産前産後休暇・育児休業育休についても国に準じたかたちで適用されるという説明もありました。

次に、議案第86号について申し上げます。

本案は、消費税率等の引上げによって、各種料金を改正するものであります。

審査では、主に料金の算出方法や端数処理についての質疑がありました。この結果、委員より、一部の計算方法に誤りがあるのではないかという指摘があり、委員から修正案が提出されました。

修正案は、お手元に配付のとおりであります。

この修正案は、全員の賛成により、可決すべきものとして報告させていただくことに決しました。

次に、議案第87号について申し上げます。

本案は、消費税率等の引上げによって、施設の使用料金を改正するものであります。なお、本日議案の訂正が提出され、再審査をいたしたところであります。

審査では、市外の利用者の加算撤廃に関する質疑があり、市外の者が使いやすい、稼働率を上げるための撤廃であるとの答弁がありました。また、カミオカラボをはじめとする料金設定のあり方にも質疑は及び、市長からは、観光施設、学習施設、文化施設の料金について、それぞれ施設の趣旨を踏まえながら、有料・無料の考え方を含め、料金設定のあり方を一度整理したいという答弁がありました。

また、本日の再審議により、チェック体制の甘さを指摘する質疑が多くあり、今後は徹

底したいとの答弁がありました。

次に、議案第88号について申し上げます。本案は、工事の進捗状況等の理由で交付金が減少し、その部分を辺地対策事業債に振り替えたため、同起債の発行予定額が増額となり、計画の範囲を超えるので、総合整備計画を変更したいというものであります。

審査では、具体的な場所を問う質疑があり、市道杉原～小豆沢線の整備工事であり、JRとの協議が長引いているためだとの答弁がありました。

次に、議案第89号について申し上げます。本案は、過疎地域自立促進計画の中の事業に、通信用鉄塔施設の設置を追加したことによる変更でございます。審査では、市内に神岡町山田のほかにも携帯電話不感地域はあるのかという質疑に対し、10数カ所を通信事業者に要望しているとの答弁がありました。また、通信事業者の具体的な設置計画については、進捗状況を確認して議会に報告できるようにしたいとの答弁がありました。

次に、議案第90号について申し上げます。本案は、住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票の記載事項に旧氏を加えられることに伴い、飛騨市印鑑条例を改正するもので、住民票や印鑑登録関係書類にも旧氏を加えられることとなります。

審査では、印鑑登録の旧氏の記載は強制なのかという質疑に対し、住民票もマイナンバーも任意であるとの答弁がありました。

また、旧氏を加えることによってどうなるのかとの質疑に対しては、旧姓のまま仕事ができ、印鑑登録もできるようになるとの答弁がありました。詳しくは、広報10月号に掲載される予定です。

次に、議案第91号について申し上げます。本案は、老人保健施設たかはらの指定管理者として、社会福祉法人神東会を指定するものです。審査では、スムーズに移行できるのかとの質疑に対し、順調であるとの答弁がありました。

次に、議案第105号について申し上げます。本案は、今回の議会に上程した2議案に過誤があり、議会運営に支障を生じさせたとして、管理責任を明らかにするため市長、副市長の10月分の給料を10分の1、減額するものです。

審査では、今回の組織責任は、どの程度だと考えているのか、比較するものがあるのか、との質疑があり、他の自治体も参考にしたが、事務的組織に関することなので、社会通念上適度な量だだと考えているとの答弁がありました。

当委員会にて審査しました10案件については、いずれも討論はなく、議案第86号については修正可決、残りの9案件につきましては、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 中村健吉 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔なし〕との声あり

◎議長（中嶋国則）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入ります。議案第83号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから議案第85号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について及び議案第87号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてから議案第91号、指定管理者の指定について（老人保健施設たかはら）までの8案件については、討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

次に議案第86号、消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。本案に対する委員長報告は修正ですので、討論としては原案に賛成、原案及び修正案に反対、修正案に賛成の3通りが考えられますので、まず原案に賛成の方の発言を許可します。

（発言する者なし）

◎議長（中嶋国則）

ないようですので次に原案および修正案に反対の方の発言を許可します。

（発言する者なし）

◎議長（中嶋国則）

ありませんので、次に修正案に賛成の方の発言を許可します。

（発言する者なし）

◎議長（中嶋国則）

ほかに討論ありませんか。

〔なし〕との声あり

◎議長（中嶋国則）

それでは討論なしと認めます。

次に議案第105号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対の方の発言を許可します。

（発言する者なし）

◎議長（中嶋国則）

ないようですので次に原案に賛成の方の発言を許可します。

◎議長（中嶋国則）

ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

◎議長（中嶋国則）

討論を集結します。これより採決に入ります。

最初に議案第83号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから議案第85号、

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について及び議案第 87 号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてから議案第 91 号、指定管理者の指定について（老人保健施設たかはら）までの 8 案件について採決をいたします。

議案第 83 号から議案第 85 号及び議案第 87 号から議案第 91 号までの 8 案件については一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

異議なしと認め、これより一括採決いたします。

議案第 83 号から議案第 85 号及び議案第 87 号から議案第 91 号までの 8 案件については、いずれも委員長報告は原案を可決すべきものであります。

よって、これら 8 案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって議案第 83 号から議案第 85 号及び議案第 87 号から議案第 91 号までの 8 案件については、原案のとおり可決されました。

次に修正案がありますので、議案第 86 号、消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は修正です。まず委員会の修正案について採決をいたします。委員会の修正案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。お諮りします。修正議決した部分を除く部分に対する委員長の報告は原案を可決すべきものであります。

修正議決した部分を除く部分を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に議案第 105 号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案を可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（中嶋国則）

起立多数であります。よって議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第14 議案第92号 飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について  
から

日程第20 議案第98号 飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

◎議長（中嶋国則）

日程第14、議案第92号、飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第98号、飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産の処分についてまでの7案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。本件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 徳島純次 登壇〕

●産業常任委員長（徳島純次）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第92号から議案第98号までの7案件について、審査の概要と結果について報告いたします。去る、9月13日、委員会室にて審査を行いました。

はじめに、議案第92号について申し上げます。本案は、水道事業に係る、消費税率等の引上げに伴う給水関係料金の改正並びに罰則規定の明文化及び重複する条文を削除等するための条例改正です。

審査では、市民からしたら、税制の改正で、2パーセントアップすることが、一番影響が大きいのか、という質疑に対しては、そのぶん支払額が増えるということは事実だという答弁でした。

次に、議案第93号について申し上げます。本案は、消費税率等が引き上げられることに伴う改正及び罰則規定を他条例との統一化のための改正であります。質疑はありませんでした。

次に、議案第94号について申し上げます。本案も、改正理由は議案第93号と同様であります。質疑はありませんでした。

次に、議案第95号について申し上げます。本案も、改正理由は議案第93号と同様であります。こちらは罰則規定が無かったため、他条例にあわせ追加するものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第96号から議案第98号について申し上げます。本案は、国が打ち出した農業共済団体の1県1組合化の方針に基づき、岐阜県でも県内の6つの組合が1組合化し、令和2年4月1日に岐阜県農業共済組合として新たに発足することに伴い、令和2年3月31日をもって飛騨農業共済事務組合を解散することについて、解散に伴う当該組合の財産の処分について及び解散した場合の事務の承継団体を高山市とするための当該組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるもので

あります。審査では、解散に伴う各種負担金の返還額の按分率は何がベースになっているのかという質疑があり、平成18年からこれまでに構成市村が支払った事務運営負担金の累計額がベースになっているとの答弁がありました。

また、今後、市からの職員派遣は無いのかという質疑に対しては、無いということ、組合の総職員数も計画的に減員していくとの答弁がありました。

さらに、土地建物は分所として使用されるのかとの質疑に対しては、岐阜県農業共済組合の飛驒支所として使用されるとの答弁がありました。

これら7案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 徳島純次 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第92号から議案第98号までの7案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決いたします。

議案第92号から議案第98号までの7案件については、一括採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

異議なしと認め、これより一括採決いたします。議案第92号から議案第98号までの7案件につきましては、いずれも委員長の報告は原案を可決すべきものであります。よってこれら7案件は、委員長報告のとおりに決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第98号までの7案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第21 議案第99号 令和元年度飛驒市一般会計補正予算（補正第2号）  
から

日程第26 議案第104号 令和元年度飛驒市国民健康保険事業会計補正予算（補正第1号）

◎議長（中嶋国則）

日程第21、議案第99号、令和元年度飛驒市一般会計補正予算（補正第2号）から日

程第26、議案第104号、令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの6案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら6案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおりであります。

予算特別委員会での審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。議案第99号から議案第104号までの6案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第99号から議案第104号までの6案件については、一括採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認め、これより一括採決いたします。議案第99号から議案第104号までの6案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。よって、これら6案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって議案第99号から議案第104号までの6案件については、原案のとおり可決されました。

◆日程第27 認定第1号 平成30年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから

日程第40 認定第14号 平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議長（中嶋国則）

続きまして日程第27、認定第1号、平成30年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第40、認定第14号、平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまで、以上14案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら14案件につきましては、決算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおりであります。

決算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されま

した決算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略をしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(中嶋国則)

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略いたします。

これより討論を行います。認定第1号、平成30年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第14号、平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号から認定第12号までの12案件については、一括採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(中嶋国則)

ご異議なしと認め、これより認定第1号から認定第12号までの12案件を一括して採決いたします。

認定第1号、平成30年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第12号、平成30年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12案件に対する委員長の報告は、認定であります。

これら12案件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(中嶋国則)

ご異議なしと認めます。よって、これら12案件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第13号、平成30年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてに対する委員長の報告は、利益剰余金の処分については原案のとおり可決し、決算については認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(中嶋国則)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

◎議長(中嶋国則)

次に、認定第14号、平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、認定第14号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◆日程第41 意見第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書

◎議長（中嶋国則）

続きまして日程第41、意見第2号、免税軽油制度の継続を求める意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。

〔産業常任委員長 徳島純次 登壇〕

●産業常任委員長（徳島純次）

意見第2号について説明いたします。免税軽油制度の継続を求める意見書。上記事件について別紙のとおり発案する。令和元年9月25日提出。提出者、飛騨市議会、産業常任委員会委員長、徳島純次。

飛騨市の重要な冬季観光産業であるスキー場の運営経費軽減やスキー産業発展に貢献している免税軽油制度が、令和3年3月末で廃止される状況にある。本市におけるスキー産業は、これまで冬季観光産業の発展と関連産業も含めた雇用の確保など重要な役割を果たしてきているが、年々減少するスキーヤーやスノーボーダーなどの減少に歯止めがきかず、厳しい経営状況となっている。スキー場では、索道事業者が使うゲレンデ整備車や人工降雪機、駐車場除雪用重機などに使う軽油が免税となっており、この制度が廃止されれば、さらに経営負担を強いられ、冬季観光産業のみならず経済全般に影響する。

特にスキー場は、農閑期の雇用の場でもあり、地域住民の日常生活への影響に懸念を抱くところである。地域の活性化と雇用促進、また、スポーツ振興の観点からもスキー場の健全運営は大切であり、制度の継続が望まれているところである。

よって、国においては、観光や農林水産業など幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和元年9月25日、飛騨市議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。以上です。

〔産業常任委員長 徳島純次 着席〕

◎議長（中嶋国則）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見第2号については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって意見第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。意見第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって意見第2号は、原案のとおり決定されました。

◆閉会

◎議長（中嶋国則）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

今議会では24日間でしたが、一般会計・特別会計の補正予算、平成30年度決算の認定、条例の制定・改正など多数の案件につきまして、慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につきまして可決・修正・認定のご決定いただきました。まことにありがとうございました。

消費税率等の引上げに関連した条例改正につきましては、内容の十分な確認体制がとれていなかったことにより、議会運営に支障をきたし、市政における事務の信頼性を損なう事態を招きましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。本当に申しわけありませんでした。今後議案の法制的な正確性はもとより、何よりも肝心な中身のダブルチェック体制を早急に構築してまいります。

また、本会議並びに各委員会を通じて議員の皆様方からいただきました数々のご指摘やご意見につきましては、これまで同様、しっかりと受け止めさせていただき、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えております。以上をもちまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で市長の発言が終わりました。

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今定例会におきましては、総務常任委

員会の議案審査の中で、委員より議案修正案が提出され、修正可決されました。市長のご挨拶にもありましたが、多数の誤りが後ほど見付き、そのため市長と副市長の報酬の一部をカットするという事で責任を取られました。ここで職員の皆様をお願いをいたしたいと思います。市長、副市長の思いを肝に銘じていただいて、議案の提出をはじめ日々の行政事務にあたっては、注意深くよろしくをお願いをいたしたいと思います。

それでは本日の会議を閉じ、9月2日から24日間にわたりました令和元年第3回飛騨市議会定例会を閉会といたします。

( 閉会 午前11時41分 )

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

中嶋国則

飛騨市議会議員 (2番)

井端浩二

飛騨市議会議員 (3番)

澤史朗